

諮問番号：諮問第 311 号

答申番号：答申第 311 号

## 答申書

### 第 1 審査会の結論

福岡市中央福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 63 条の規定による費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

### 第 2 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張の要旨

(1) 令和 6 年 8 月 23 日に生活保護（以下「保護」という。）の申請を行ったが、その際年内に県外に転居して職業訓練を受けたい旨処分庁の担当ケースワーカー（以下「CW」という。）に伝えていた。処分庁が、審査請求人に支給した家具什器費（以下「本件家具什器費」という。）の申請は、自発的に行ったのではなく、CWから申請できると言われて行ったものである。

(2) その後、急遽、県外に転居することとなったが、家を借りたわけではなく、就職活動のため、一時的に友人宅等に身を寄せていたものである。生活の拠点は福岡市中央区の自宅（以下「旧住居」という。）にあり、住民票も異動していなかった。

しかし、交代したCWは、令和 6 年 11 月 1 日から同月 6 日までのわずか 5 日間に、エアコン、電子レンジ及び炊飯器（以下「エアコン等」という。）を購入した領収書を提出するよう指示してきた。その時点で当該期間を経過しており、同日以降に購入したものについては認めないと言ってきた。そのため、生活必需品を購入することができなくなった。

また、CWは法第 78 条第 1 項に規定する不正受給等と言ってきたが、自分は不正な手段など用いておらず、その後、同項の規定の適用に誤りがあるとして取り消された。

- (3) しかし、今度は法第 63 条及び第 77 条の 2 を適用して生活保護費（以下「保護費」という。）の「保護費返還・徴収決定通知書」を送付してきた。両条は共に資力がある場合において保護を受けたときに適用されるが、本件家具什器費を申請した際、自分には資力がなかった。そのことは保護の申請時の調査で明らかであり、現在も県外で保護を受けており、返還する資力もない。
- (4) 法第 63 条及び第 77 条の 2 の適用に疑義があることは明らかであり、本件処分は世帯の自立を著しく阻害する。また、生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号）第 22 条の 3 において「保護金品の交付が行われたために、被保護者が資力を有することとなつたとき」と規定されているが、これにも該当しない。
- (5) 処分庁は、本件処分は支給事由が消滅したことから返還を求める旨主張するが、転居したからと言って生活必需品の購入が不要になるわけではない。
- (6) 処分庁は、エアコン等を購入していない旨主張しているが、自分はエアコン等を購入しており事実と異なる。エアコン等の購入の事実関係を知らず、現に本件家具什器費で購入した物品があるから、エアコン等の購入を否定することはできない。ただ転居したことだけを理由に、支給の必要がなかったなどと言うのは処分庁の一方的な決定であり、本件処分は不当である。

なお、処分庁は、令和 6 年 12 月 2 日に旧住居を訪問し、エアコン等がないことを確認した旨主張するが、当日は県外に所在しており、CW の訪問など受けておらず、これは虚偽である。

これ以上保護費の返還を求めるのであれば、再度福岡市に転居し、保護を申請する。

## 2 審査庁の主張の要旨

本件審査請求は、処分庁が令和 7 年 5 月 22 日付で行った法第 63 条の規定による費用返還決定処分に対し、これを不服として、取消しを求めるものである。処分庁は、法令等に則って、自立更生費の控除は不要と判断し、本件家具什器費の全額を返還金及び徴収金額と決定しており、その判断要素の選択や判断過程に合理性を欠くところは見当たらない。

よって、本件処分に違法又は不当な点は認められないため、本件審査請求は棄却されるべきである。

### 第3 審理員意見書の要旨

本件審査請求の争点は、法第 63 条の適用に違法又は不当な点がないかということにあるので、以下判断する。

#### 1 返還対象決定額及び返還対象期間（資力の発生時点）について

法第 63 条に基づく返還額の決定に当たっては、被保護者の資産や収入の状況、保護金品を受領した経緯及びその使用状況、被保護者の健康状態や生活実態等の諸事情に照らした判断を要するから、返還額の決定については、被保護者の資産の状況等につき調査等をする権限を有する保護の実施機関の合理的な裁量に委ねられているというべきであり、保護の実施機関が給付済みの保護費の範囲内でした返還額の決定が違法となるのは、その決定が裁量権の行使としてされたことを前提とした上で、その判断要素の選択や判断過程に合理性を欠くところがないかを検討し、その判断が、重要な事実の基礎を欠くか、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合に限られるものと解するのが相当である（福岡高等裁判所令和元年7月25日判決参照）。

そこで、返還額の決定に係る判断要素の選択や判断過程に合理性を欠くところがないか以下検討する。

審査請求人は、エアコン等の購入又はエアコンの設置の有無について、転居したからと言って生活必需品の購入が不要になるわけではない旨主張している。また、令和6年11月28日時点においてエアコン等を購入又はエアコンを設置していない旨申述している。

一方で、エアコン等を購入又はエアコンを設置しており、現に購入又は設置したものがあある旨主張している。

このように、審査請求人は、処分庁に対し矛盾する内容を申述又は主張しているところ、審理員の質問に対し、エアコン等を購入し、又はエアコンを設置したが、領収書は保管していない旨回答している。

したがって、領収書等の提出がない以上、エアコン等を購入又はエアコンの設置をしていないとみなすほかない。

処分庁は、返還額の決定に当たって、自立更生費の控除は不要と判断し、本件家具什器費の全額を返還金額及び徴収金額と決定していることが認められ、その判断要素の選択や判断過程に合理性を欠くところは見当たらない。

2 その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 45 条第 2 項の規定により、棄却されるべきである。

#### 第 4 調査審議の経過

令和 8 年 2 月 19 日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第 43 条第 1 項の規定に基づく諮問を受け、令和 8 年 5 月 18 日の審査会において、調査審議した。

#### 第 5 審査会の判断の理由

1 (1) 法第 63 条では、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、速やかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない旨が定められている。

そして、保護の実施機関が給付済みの保護費の範囲内でした返還額の決定が違法となるのは、その決定が裁量権の行使としてされたことを前提とした上で、その判断要素の選択や判断過程に合理性を欠くところがないかを検討し、その判断が、重要な事実の基礎を欠くか、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合に限られるものと解するのが相当である。

(2) 本件についてこれをみると、処分庁は、審査請求人から提出された生活扶助申請書に基づき、エアコン等の購入及びエアコンの設置に係る費用として、令和 6 年 11 月 1 日に、本件家具什器費を支給していたところ、審査請求人は、同月 6 日には県外に転出していることが確認された。

また、同年 12 月 2 日に、処分庁が旧住居を訪問した際に、エアコン等が存在しないことが確認されており、加えて、エアコン等を購入し、又はエアコンを設置した際の領収書は保管されておらず、確認することができなかった。

これらを踏まえると、処分庁が、本件家具什器費の全額の返還を決定したことについて、その判断要素の選択や判断過程に合理性を欠くところは見当たらず、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

2 そのほか、本件処分に至る手続をみても、違法又は不当な点は認められず、本件処分に影響を与える事情もないので、本件審査請求は理由がないから、これを棄却するのが相当である。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、前記第1のとおり結論する。

福岡県行政不服審査会第3部会

委員 井上 禎 男

委員 井手上 治 隆

委員 森 美知子